

## 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、[「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）](#)につきまして、令和3年7月8日（木）から同年8月9日（月）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、3件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様におかれましては、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、[別紙1](#)を御覧ください。


具体的な改正の内容については、[別紙2](#)をご参照ください。

改正後の監督指針については、令和3年8月20日（金）から適用されることとなります。

### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）  
監督局銀行第2課（内線3763）  
協同組織金融室（内線3377、3736）

（別紙1） [コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)

（別紙2） [「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）（新旧対照表）](#)  
[\(PDF:162KB\)](#)